

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

普及啓発委員会運営規程



(任 期)

第7条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(関係者の出席)

第8条 委員長は必要に応じて、会議に委員以外の者を参加させて意見を求めることができる。

(報 告)

第9条 委員長は、委員会での検討又は審議の結果及び活動状況等を会長に報告するものとする。

(報 酬)

第10条 報酬は、センター諸謝金等の支給に関する規程に準じて、予算の範囲内で支給するものとする。

(委 任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定め、理事会に報告するものとする。

2 委員長は、会長の承認を得て、必要に応じて作業班（ワーキンググループ）を組織し、会務の一部を委任することができる。

(改 廃)

第12条 この規則の改廃は理事会の決議によるものとする。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

3 この規程（第10条第1項）は、平成29年度定時総会において、公益社団法人四街道市シルバー人材センター理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程の改定が議決され、施行される時より施行する。